

技能講習に関する特例について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部が改正され、技能講習に係る特例が設けられました。（令和3年9月15日から施行されます。）

○ 技能講習免除が可能な期間

〔特定鳥獣被害対策実施隊員の場合〕

当分の間

〔特定従事者（有害鳥獣駆除者若しくは従事者）の場合〕



令和9年4月15日まで

○ 技能講習免除に必要な書類

それぞれ、以下のもの全て（3点）を御用意ください。

〔特定鳥獣被害対策実施隊員の場合〕

- 鳥獣被害対策実施隊員の指定書又は任命書（提示）
- 市町村長が発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書（申請日前1年以内に参加したこと。）
- 誓約書（3年以内に銃刀法第10条の9第1項による指示を受けたことがないこと。）

〔特定従事者（有害鳥獣駆除者若しくは従事者）の場合〕

- ※有害鳥獣捕獲許可証又は有害鳥獣捕獲従事者証（提示）
- 市町村長が発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書（申請日前1年以内に参加したこと。）
- 誓約書（3年以内に銃刀法第10条の9第1項による指示を受けたことがないこと。）

申請日において、※有害鳥獣捕獲許可証又は有害鳥獣捕獲従事者証の提示が
できない場合、提示の代わりに裏面に説明のある書類を用意してください。

鳥取県警察本部 生活安全部 生活安全企画課
連絡先 0857-23-0110

○ 有害鳥獣捕獲許可証又は有害鳥獣捕獲従事者証が有害鳥獣捕獲の実施期間でないためなど、申請日において許可証等が提示できない場合、許可証等の提示の代わりに以下のいずれかの書類を用意して下さい。

1 申請日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事していることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）

2 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日（申請日前1年以内の日に限る。）から1年以内の日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）

※ 更新申請の場合、申請後において、更新日までの最後の開庁日までの添付でも可。

3 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日から1年以内の日から有効期間が開始する許可証等

※ 更新申請の場合、申請後において、更新日までの最後の開庁日までの提示でも可。

○ 指定管理鳥獣捕獲等事業による事業実績では、技能講習は免除にはなりませんのでご注意ください。

